

# 介護予防・日常生活支援総合事業の 算定構造

 : 令和3年4月改定箇所

令和 3 年 4 月

- 1 訪問型サービス費(独自)
- 2 通所型サービス費(独自)

諫早市

# 1 訪問型サービス費（独自）

基本部分		注	注	注	注
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
ア 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス（独自）が必要とされた者 （1月につき 1,176単位）	× 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス（独自）が必要とされた者 （1月につき 2,349単位）				
ウ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス（独自）が必要とされた者 （1月につき 3,727単位）				
エ 訪問型サービス費（独自）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2 20分未満の訪問型サービス （1回につき 167単位） ※1月の中で22回まで算定可能				
オ 初回加算	（1月につき +200単位）				
カ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき +100単位） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき +200単位）				
キ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +所定単位×137/1000） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +所定単位×100/1000） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき +所定単位×55/1000） (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき +（3）の90/100） (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき +（3）の80/100）	注 所定単位は、アからカまでにより算定した単位数の合計			
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +所定単位×63/1000） (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +所定単位×42/1000）	注 所定単位は、アからカまでにより算定した単位数の合計			

□ : 支給限度額管理の対象の算定項目

□ : 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

□ : 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能

※令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費アからエまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

2 通所型サービス費（独自）

R3.4 課早市

基本部分		
ア 通所型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） （1月につき1,672単位）	
イ 通所型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援2（週2回程度） （1月につき3,428単位）	
ウ 通所型サービス費（独自）（Ⅲ） （短時間サービス）	事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） （1月につき1,170単位）  事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） （1回につき269単位） ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	
エ 通所型サービス費（独自）（Ⅳ） （短時間サービス）	事業対象者・要支援2（週2回程度） （1月につき2,400単位）  事業対象者・要支援2（週2回程度） （1回につき277単位） ※1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合	
オ 生活機能向上グループ活動加算	（1月につき 100単位を加算）	
カ 運動器機能向上加算	（1月につき 225単位を加算）	
キ 若年性認知症利用者受入加算	（1月につき 240単位を加算）	
ク 栄養アセスメント加算	（1月につき 50単位を加算）	
ケ 栄養改善加算	（1月につき 200単位を加算）	
コ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算） (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） （1月につき 160単位を加算）	
サ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 運動器機能向上及び栄養改善 （1月につき 480単位を加算） 運動器機能向上及び口腔機能改善 （1月につき 480単位を加算） 栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算） (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 700単位を加算）	
シ 事業所評価加算	（1月につき 120単位を加算）	
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） （1月につき 88単位を加算） 事業対象者・要支援2（週2回程度） （1月につき 176単位を加算） (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） （1月につき 72単位を加算） 事業対象者・要支援2（週2回程度） （1月につき 144単位を加算） (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度） （1月につき 24単位を加算） 事業対象者・要支援2（週2回程度） （1月につき 48単位を加算）	
セ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき+100単位（3月に1回を限度）） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき 200単位を加算） ※ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算	
ソ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） （1回につき 20単位を加算）（6月に1回を限度） (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （1回につき 5単位を加算）（6月に1回を限度）	
タ 科学的介護推進体制加算	（1月につき 40単位を加算）	
セ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +所定単位×59/1000） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +所定単位×43/1000） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき +所定単位×23/1000） (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき +（3）の90/1000） (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき +（3）の80/1000）	
ソ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき +所定単位×12/1000） (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき +所定単位×10/1000）	

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合
×70/100	×70/100

注
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
+5/100

注
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
-376単位 （1月につき） -752単位 （1月につき）

：支給限度額管理の対象の算定項目

：「事業所と同一建物に居住するもの又は同一建物から利用するものに通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、改善加算及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能  
※令和3年9月30日までの間は、通所型サービス費のア、イ、ウ及びエについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

注  
所定単位数は、アからタまでにより算定した単位数の合計

注  
所定単位数は、アからタまでにより算定した単位数の合計